

## 甲賀市自治基本条例策定委員会条例

### (設置)

第1条 本市における自治の基本的理念や、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例（以下「条例」という。）の策定にあたり、市長の諮問に応じ必要な事項の調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、自治基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の調査及び審議に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 条例に係る広報及び啓発に関すること。
- (4) その他、条例の制定のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他、市長が適当と認めた者

2 委員の任期は、第1条に掲げる自治基本条例の制定の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席及び資料）

第7条 委員長は、議事に関して必要と認めた場合において、関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に行われる委員会は第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

（条例の失効）

3 この条例は、第1条に掲げる自治基本条例の制定の日をもって、その効力を失う。